

第 54 期令和 5 年度高知県最低賃金専門部会(第 7 回)議事要旨

- 1 開催日時 令和 5 年 8 月 14 日 午前 10 時 00 分から午前 10 時 51 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 2 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名

4 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金の改正審議

ア 公益委員の意見

最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素である賃金、通常の事業の賃金支払能力、労働者の生計費に関する主な指標及び C ランクと四国各県の主な指標比較について説明の上、特に

労働者の賃金については、春季賃上げ妥結状況や賃金改定状況調査第 4 表でみられるように大きく上昇している。

通常の事業の賃金支払い能力については、全国企業短期経済観測調査(高知県分)、四銀地域経済研究所の高知県内企業の景況調査を踏まえ高知県内の経済状況が改善していると考えますが、その一方で価格転嫁が十分でないことから、賃上げ原資を確保することが難しい中小企業等も多く、最低賃金の引上げ率の水準には一定の限界がある。

労働者の生計費については、足元の消費者物価指数が、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、昨年の最低賃金改定後の 10 月から本年 6 月までの消費者物価指数が 3.5% (特に直近 6 月は 4.3%) と高い水準であり、これから消費者への価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金額の上昇が消費者物価指数を上回る水準であることが必要であることから、今年度の最低賃金の大幅な引上げは、止むを得ず、そして、賃金改定状況調査における第 4 表 C ランクの賃金上昇率が 2.7% であること、但しこの中には物価上昇分も含まれていること、昨年の最低賃金改定後から本年 6 月までの高知市の消費者物価指数の上昇率が 3.5%、直近 6 月では 4.3% となっていることを考慮するとともに、高知県下での人手不足が深刻化する中、特に若者が高知県内企業で働くことに魅力を感じられるよう、可能な範囲で C ランク内や四国 4 県、及び全国との地域間格差是正に配慮すべきであるという認識に至り、中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参考にしつつ、労使各側の主張を勘案するとともに、地域間格差等を総合的に判断し、現行の高知県最低賃金 853 円について、「44 円(5.16%) 引上げ、897 円とする」ことが適当であるという公益案が提示された。

その後一旦中断し、労使双方において公益案について検討したところ

イ 高知県最低賃金の引上げ額について労働者代表委員からは、

専門部会において3要素について議論した結果が公益案に反映されており、公益委員見解を尊重したいと主張された。

ウ 一方、使用者代表委員からは、

公益案について、熟考を重ねた結果であることは、理解しているものの高知県下の企業の厳しい業況に鑑みると、大幅な引上げに納得できるものではなく、国や労働局への要望事項の実行を強く求めると主張された。

エ その後、公益案について採決が行われ、賛成多数により議決された。